

○財務省告示第三十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成三十年一月二十  
二日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百三十三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第一項及び第九十九条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

ロ 国 債 市 場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 申 込

六

イ 入 価 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 入 価 ・ 別 債  
発 競 札 格 第 参 市  
行 争 額 発 競 I 加 場

億 額 七 千 万 円 一 兆 八 千 七 百 九 十 四

う ち 特 別 会 計 関 係 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

は 、 行 した 割 引 短 期 国 債 に つ い て

十 五 億 円 、 財 政 法 第 七 条 第 一 項 、

財 政 融 資 資 金 法 第 九 条 第 一 項 並

び に 特 別 会 計 関 係 する 法 律 第 八 十 三 条 第 一 項 第 四 項 、 第 九 十 四 条 第 二 項 第 一 項 第 三 項 第 七 条 第 十 六 条 第 一 項 第 九 項 及 び

第 百 三 十 七 条 第 一 項 第 九 項 規 定 に 基 づ き

十 九 億 七 千 万 円 面 金 額 二 千 九 百 九 十 九 億 七 千 万 円

で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 申 込

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

当 て る 。 各 申 込

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込

募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込

込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 申 込

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

十二	ロ	イ	十	十	九	八	七	ロ	イ	口
償還期限	行争非者特	入札発	入札発	入札発	振替単位	最低額面金	払込金額	行争非者特	入札発	国債市場
た	平		七	額	す	の	振			面
だ	成		厘	面	る	記	替			金
し	三		以上	金額	°	載	法			額
、	十		の	の	。	又	の			で
償還期	一年		それ	つき	倍	は	規定			四千二百
が	一月		ぞ	の	の	記	による			億
銀行休業	二十		れ	百	金額	録	振			億
日に	十一		の	円	による	は	替			五
	日		応募	十四	る	最低	口			百
			価格	銭	もの	額面	座			七
					と	金額	簿			万

十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
三 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 支 と  
年 か 額 百 払 き  
一 通 につ 〃  
月 知 づ き 〃  
二 を 百 〃  
十 受 〃  
二 け 〃  
日 た 〃  
者 者 〃